第六条に次の一項を加える。

6　法別表第一の六の項第六号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第五条第一項の規定により支給される生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間に関するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた生活保護法第二十九条の規定による資料の提供等の求めについては、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に伴い、食品表示法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品表示法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第一条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第十号」を「第十一号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　貨物が加工工程後も組み替えられたＤＮＡ又はこれによつて生じたたんぱく質が残存する加工食品として食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）別表第十七の下欄に掲げるもの（同令第二条第一項第三号に規定する業務用加工食品を含む。）であるときは、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の１の一から三までに規定する場合（その原材料が同欄の５本文の規定により同欄の５に規定する遺伝子組換えに関する表示が不要とされた場合を除く。）に応じ、それぞれ同欄の１の一から三までに規定する事項

第三十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　貨物が食品表示基準第二条第一項第十四号に規定する対象農産物であるときは、同令第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の１の一のイ又はロに規定する場合に応じ、それぞれ同欄の１の一のイ又はロに規定する事項

第三十二条第二項中「前項第九号から第十二号まで」を「前項第十号から第十三号まで」に、「（第九号」を「（第十号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　分別生産流通管理（食品表示基準第二条第一項第十九号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を行つたにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物（同項第十五号に規定するものをいう。）又は非遺伝子組換え農産物（同項第十六号に規定するものをいう。）の一定の混入があつた場合において、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の１の一若しくは三又は第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の１の一のイの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなして、第一項の規定を適用する。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十二ハム・ソーセージ・ベーコン製造の項、水産練り製品製造の項及びみそ製造の項、別表第十三ハム・ソーセージ・ベーコン製造の項、水産練り製品製造の項及びみそ製造の項並びに別表第十三の二ハム・ソーセージ・ベーコン製造の項及び水産練り製品製造の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第三十二号中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第三十三号中「第三十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

第七百十五条第一号中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二号中「第三十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

（健康増進法施行規則の一部改正）

第四条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「第三十条の二第二項第二号」を「第十六条の二第二項第二号」に改め、同条第一項中「第三十条の二第二項第二号イ」を「第十六条の二第二項第二号イ」に改め、同条第二項中「第三十条の二第二項第二号ロ」を「第十六条の二第二項第二号ロ」に改める。

附　則

この省令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、国土交通省令第二号

経済産業省、

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省　令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（業務方法書の記載事項）」に改め、同条中「業務方法書に記載すべき」を削る。

第三条の見出しを「（中期計画の記載事項）」に改め、同条第一項中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改める。

第五条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第五条　機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該事業年度に係る年度計画に定めた項目について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	一　当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報
当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	